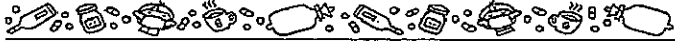


7. 薬服用について

園児が病気のために薬を服用する際は、保護者の手によって薬を与えることが原則とされています。主治医の診察を受ける時は、園では原則として薬の服用ができないことと、園児の在園時間をお伝えください。しかし、時間帯を避けた処方箋が難しい場合や緊急時等、やむを得ず薬を待参して登園の場合は、万全を期するため「与薬依頼書」に必要事項を記載し、その内容を園と話し合いの上、担当保育教諭が保護者に付与薬を授与することができます。

①薬は、お子さんを診察した医師が処方した薬利したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、
 ②保護者の署名と判断で待参した薬は園として対応できません。
 ③経路の服用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用にあたっては、そのつど保護者に連絡しますのでご了承ください。
 ④初めて使用する薬については対応しません。
 ⑤熱が出たら飲ませる「熱が出たら…」「発作が起これば…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、園としては、その判断はできませんので、そのつど保護者に連絡することになりますのでご了承ください。
 ⑥慢性的な病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アレルギー性皮膚炎など)のように経過が長引くような病気(アレルギー)の、日常における薬や処置については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領によって、子どもの主治医または学校医の指示に従うとともに、相互の連携が必要で、
 ⑦待参する薬について
 ・医師が処方した薬は必ず「与薬依頼書」を添付してください。なお、「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
 ・使用する薬は一回ずつに分けて、自分分のみを用意ください。
 ・袋や容器にお子さんの名前を記載してください。



8. 自然災害時の対応について

①「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合
 ・午前7時現在、大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合、臨時休園となります。
 ・大雨警報や洪水警報の場合は臨時休園ではありませんが、登園時に雨の状況が激しい場合や大和川の水位が高い場合には、保護者の判断で登園を見合わせてください。なお、園長の判断で臨時休園となる場合があります。
 ・自然災害(大雪など)により大阪メトロ及び大阪シティバスが運転休止の場合、臨時休園となります。職員が出勤できず、法令等に遵守し安全な保育ができませんので、ご承知おきください。

②大きな地震が起きた場合

	震度4～震度5弱	震度5弱以上
午前7時現在、大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合、臨時休園となります。		
午前7時現在、大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合、臨時休園となります。		
①園外で休園の場合は、園舎等の安全確認後、保育開始となります。		②臨時休園となります。
③避難後、園舎等に異常がない場合は、保育を再開します。		④避難後、園に待機となります。必ず保護者もしくは緊急連絡先に記載のある方のお迎えをお願いします。

*地震発生時は、通信手段の混乱で、連絡がつきにくくなることを想定されます。
 園への電話での問い合わせは、極力避けてください。
 *津波警報発令時は、お迎えに来られた方も津波警報解除まで園に待機をお願いします。
 *想定している震度につきましても、あくまでも目安です。地震の揺れの大きさや被害の状況によって、実際の対応の仕方は変更する場合がありますのでご了承ください。



- 5 -

(2) 保育の提供に要する実費にかかる利用者負担金等

①全員が対象となるもの

項目	内容、負担を求め理由及び目的	金額
給食費 1. 2号認定子ども	給食にかかる費用	月額 2,000円+副食費 内訳、主食費2,000円 副食費は国が定める副食費徴収免除加算月額と同額 ※参考 令和8年度4,800円
給本代 1. 2. 3号認定子ども	給本購入にかかる費用	月額410～470円
通園参加費 1. 2号認定子ども	通園にかかる費用(交通費、入園料、損害保険料等) 保護者による参加・不参加の選択制	令和8年度実績 ・年長児 5,000円 ・年中児 2,200円
教材費 1. 2. 3号認定子ども	教材費として(お道具箱、鉛筆、キップ、ワーグ、クレヨン、のり、わんど、はさみ)	入園時5,500円
父母の会費 1. 2. 3号認定子ども	保護者会活動や衛生環境向上にかかる費用	月額 年長児クラス1,300円 その他クラス800円
制服費等 1. 2号認定子ども	制服やスモック購入にかかる費用	必要額
入園費 1. 2. 3号認定子ども	施設整備等にかかる費用 ただし賛同者のみ	入園時10,000円
後援会費 1. 2. 3号認定子ども	施設整備等にかかる費用 ただし賛同者のみ	月額1,000円

②該当者(利用者)のみ対象となるもの

・時間外保育や延長保育の利用について
 ・すべて前月20日までの申請書提出が必要で、
 ③教育標準時間認定子どもにかかる時間外保育料金について
 7:30～9:00までの場合 月額 3,000円 1回 300円
 17:01～18:30までの場合 月額 3,000円 1回 300円
 ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。
 *許可された保育必要時間を超えた場合 1回 100円
 18:31を超えた場合 1分に付き 16円+100円
 ④保育標準時間認定子どもにかかる延長保育料金(月々金)
 ・18:31～19:00までの場合 月額 2,000円
 ご利用を希望される場合は前月20日までに延長保育専断利用申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。
 *19:01を超えた場合 1回1分に付き 16円+100円
 ⑤保育短時間認定子どもにかかる時間外保育料
 ・7:30～9:00までの場合 月額 3,000円 1回 300円
 17:01～18:30までの場合 月額 3,000円 1回 300円
 ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。
 *18:31を超えた場合 1分に付き 16円+100円
 (3)料金の支払方法
 保護者は社会福祉法人あしかばね預金口座自動引落しまたは振込の方法で支払います。
 (4)支払期日
 保護者は前月25日(金融機関が休みの場合は翌日)までに社会福祉法人あしかばねへ支払うものとします。ただし、4月分については4月25日(金融機関が休みの場合は翌日)まで、9月分については9月25日(金融機関が休みの場合は翌日)までに支払うものとします。

- 7 -

9. 子どもの衣類、身に着ける物等について

走ったり、跳んだり、跳ねたり…色んな動きをして遊ぶ子ども達には、シンプルな服装が一番です。色んな装飾のある服装は、以下のような危険が伴い、重大な事故につながるおそれがあります。以下にあげる衣類の着用や装飾品の持ち込みについては、禁止とさせていただきます。

○上着のフード ○首まわり、上着裾、ズボン裾などのひも
 ○ファスナー(着用時、肌に直接触れる場合) ○ストーン、スリムロールがけりしたもの
 ○ヘアピン、ヘアゴム、カチューシャ(ヘアゴムに関しては、0-2歳児は禁止です。3歳児クラスも小さいビニール製ゴムはお控えください。)
 ○外れかかっているボタン ○ミサンガ



10. 持ち物について

①持ち物すべてに(家から着てくる衣類、下着その他靴下等の小さな物1つ1つにも)、組名とお名前をフルネームで記入しておいてください。(記名のない物は紛失します。必ず記名してください。)
 ②園の衣類をお貸しした際は洗濯の上、返却してください。
 ③コップは毎日持ち帰りに洗った上、翌日持たせておいてください。
 ④コイン、おもちゃ、キーホルダーなどは持たせないでください。
 ⑤手拭げ袋は園で使用する絵本や衛生会のプレゼント、その他の物を持ち帰る際に使用します。常時使用できますよう、毎日持たせておいてください。また、汚れた物を入れるため、必ずビニール袋を入れておいてください。
 ⑥うめ組は毎日歯磨きしますので、歯ブラシを毎週来園に持ち帰り週に必ず持たせておいてください。

11. おたよりについて

①おたより欄はご連絡のお手紙等をはさんでいますので、園や担任からの連絡事項がないか毎日ご確認ください。また翌日には必ず持たせておいてください。
 ②利用料金等支払時はこのおたより欄を担当にお渡しください。

12. お弁当について

①行事の準備。
 ②調理設備の故障により給食の実施ができない場合。
 ③道路状況により給食材料の運搬が不可の場合。
 ④アレルギー等で給食提供が困難な場合はお弁当日となります。お弁当のご用意をよろしくお願いいたします。

13. 園児緊急連絡網について

・園児緊急連絡網は
 ①万が一のお子さんのけがや事故が発生した場合の対応や、
 ②送迎者情報や記載された書類です。
 たいへん重要な書類です。お引越による住所変更や、様々な事情による家族構成の異動(保護者の変更)があった場合は、その事実が発生する前に必ず担任までご連絡ください。最新の事実に基づいた園児緊急連絡網の提出をお願いします。他園において離婚後の子どもの連れ回りの事件も発生しております。担任までの連絡や緊急連絡網の提出がない場合のトラブルにつきましては、園は一切の責任を負いませんので、すみやかなご対応をよろしくお願いいたします。

14. 利用料金の支払について

(1)特定教育・保育にかかる利用者負担(保育料)
 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)をたかききども園にお支払いいただきます。ただし、月の途中で入退園する場合については、在籍日数に応じ日割り計算で算定します。

(5)料金の滞納

保護者が正当な理由なく利用料金を1か月以上滞納した場合は、事業者は、90日以上滞納を定めて、料金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

15. お子さんのけがや事故発生時について

①保護者に連絡をいたします。治療開始は保護者の同意と来訪が必要ですので、必ず連絡の取れる情報を記載してください。園からの緊急連絡には速やかに対応いただきますよう、お勤めの事業所等にも事情をお話し、了解を得ておいてください。連絡や来訪が出来ず治療ができない、または連絡が取れないことが続いたり、治療開始が遅れるなど、これらに起因するケースにつきましては、園は一切の責任を負いませんので、ご承知おきください。
 ②保護者の方にご加入の健康保険を利用させていただきます。
 ③お子さんの安全と健康に万全な配慮をし、日々教育及び保育を行っておりますが、不幸にけがや事故等が起こった場合、園加入の園児賠償責任保険の範囲内で保障させていただきます。

16. 退園について

保護者又は子どもの事情で中途退園する場合、保護者は退園予定日の前月1日までに事業者にも書面にて申し出るものとします。次の事由に該当した場合は、保護者は文書で事業者にも通知することにより、この契約を直ちに解除することができます。
 (1)事業者が正当な理由なく、特定教育・保育を提供しない場合
 (2)事業者がこの契約に定める事項で違反した場合
 (3)事業者が故意又は過失により子ども及び保護者の身体・財物・信用等を傷つけたとき、又は著しい不品行があったとき、その他この契約を結ぶことがいかなる重大な事由が認められる場合

以上

- 8 -